

第1187回 高知市教育委員会 6月定例会 議事録

1 開催日 平成29年6月29日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第27号 高知市社会教育委員の委嘱等について

日程第3 市教委第28号 高知市立市民図書館協議会委員の任命について

日程第4 市教委第29号 高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第5 市教委第30号 平成29年度教育委員会事務の点検・評価について

- 報告 ○高知市中学校給食センター(仮称)から県立高知国際中学校への給食提供について
○新図書館等複合施設オーテピアについて
○第460回市議会定例会に提案した予算及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について
○平成29年6月市議会個人質問概要について(教育委員会関係)

4 出席者

(1) 教育委員会 1番教育長 横田 寿生
3番委員 西森 やよい
4番委員 野並 誠二
5番委員 森田 美佐

(2) 事務局 教育次長 弘瀬 健一郎
教育次長 高岡 幸史
教育政策課長 和田 典子
教育政策課教育企画監 和田 広信
学校教育課長 溝渕 隆彦
教育環境支援課長 岩原 圭祐
生涯学習課長 池上 哲夫
市民図書館長(参事) 貞廣 岳士
教育政策課長補佐 吉本 忠邦
教育政策課総務担当係長 横田 由紀子
教育政策課主任 北岡 美樹

5 欠席委員 2番委員 谷 智子

1 平成29年6月29日（木） 午後3時30分～午後4時40分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時30分

横田教育長

ただいまから、第1187回高知市教育委員会6月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第27号「高知市社会教育委員の委嘱等について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

資料2ページ、市教委第27号「高知市社会教育委員の委嘱について」説明いたします。

まず根拠法令ですが、社会教育法第15条第1項の規定によりまして、「市町村は社会教育委員を置くことができる。」となっております。本市におきましては「高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例」及び「高知市社会教育委員会議規則」に基づき設置しているものです。

次に、委員の定数及び任期についてですが、委員の定数は条例により21名以内となっております。今回の委員数は19名で、その構成は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者等となっております。任期につきましては3ページの下に書いてますように平成29年7月7日から平成31年7月6日の2年間です。

委員の役割ですが、社会教育法第17条において社会教育委員は、「社会教育に関し教育委員会に助言をするために社会教育に関する計画を立案すること、諮問に応じて意見を述べること、そのために必要な調査などを行うこと」と定められており、本市では年間2回の委員会を開催しています。

3ページをご覧ください。高知市社会教育委員の名簿でございます。今回、委員として委嘱を予定しているのは19名で、うち16名が再任で、3名の方が新たにお願いする方です。3名の新任の方の説明をさせていただきます。名簿の10番目の西尾敦子様ですが、高知市立市民図書館協議会からの推薦になります。続きまして12番の福井りか様ですが、高知市立小中義務教育特別支援学校長会からの推薦となります。続きまして17番の山中浩介様ですが、高知市人権教育研究協議会からの推薦となります。また、女性の比率は今回で36.8%となりまして、前回までの約28%からは改善されておりますが、今後もできる限り向上するように努めていきます。以上です。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

マスコミの方が結構数が多いというか、全社入っているぐらいの感じに見えるんですけど、これはどういったことを期待されているのでしょうか。そもそも推薦が何種類かありましたが、学校

教育や社会教育関係者とか、そのどのジャンルの方になるのかということと、どういうことを期待されているのかということが1点です。

それから、家庭教育の向上に資する活動をしている方の推薦ということが先ほどあったと思いますが、その方はどのジャンルの方になられるのか、以上2点を教えてください。

生涯学習課長

まずはマスコミの方ですが、先ほど申しあげましたカテゴリー分けでは、学識経験者として参加していただいております。それで、なぜこれほどマスコミの方が多いのかですが、過去の経過等があると思いますが、高知市がやっておりますいろいろな社会教育活動について、マスコミを使って、できるだけそういったご意見を広く聞いていこうということで、恐らく全ての放送局に参加していただいております。

それと、家庭教育に資するということなんですが、18番の山本元子さんが子ども会連合会という、子供の体験活動を推進している団体の代表の方が参加していただいております。以上です。

横田教育長

ほかに何かございませんでしょうか。

森田委員

新任の方が今3名おられるんですけど、逆に次は新任の方が非常に多くなる。要は新任が3人おられますけど、引き継いでいくときに新任の方が今度は逆にたくさんになったりとか、そういう次世代のつなぎ合わせは大丈夫ですか。

生涯学習課長

マスコミの方は、当然どうしても職務の変更等、異動等で参加できなくなって、定期的に変動はございます。あと、今日もご説明しましたように学校、校長会からの団体代表の方も異動はあります。それで、どうしてもそこはご説明をする必要がございます。それで、その他の団体の方は、やはりこういう社会教育活動に大変熱心な方が多くて、一度引き受けていただくと結構長期に受けていただける方も多いです。引き継いでいっていただけると。

森田委員

引き継いでいっていただけるということですね。わかりました、ありがとうございます。

横田教育長

できれば次回から、少なくとも、議案に載せなくてもいいんですけども、何期何年ほど委員をされているとか、長い方は何年されている、とかいうことがすぐ分かるように説明をしていただければと思います。

生涯学習課長

分かりました。

横田教育長

ほかによろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

それでは、ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第27号「高知市社会教育委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第27号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第28号「高知市立市民図書館協議会委員の任命について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

それでは、「高知市立市民図書館協議会委員の任命について」を説明させていただきます。お手元の資料の4ページ、5ページをご覧ください。高知市立市民図書館協議会委員である高知県学校図書館協議会の会長が交代されたことに伴い、委員を交代するものでございます。初月小学校の吉村校長から第四小学校の近澤校長への交代となります。

6ページ目をお開きください。高知市立市民図書館協議会は、図書館法、高知市立市民図書館条例に規定されているもので、館長に意見を述べる機関でございます。平成30年夏開館予定の県市が共同で運営する「オーテピア高知図書館」のために、昨年7月から高知県立図書館協議会と高知市立市民図書館協議会は、同一の委員を委嘱して、同時に開催することになっております。10人のうち、4人が女性で6人が男性ですので、女性委員の比率は40%となっております。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いをいたします。

西森委員

8番の加藤先生の「特任シニアプロフェッサー」とはジャンルはどういった学問をされている方でしょうか。

市民図書館長

手元資料がなくて、申し訳ございません。

森田委員

私もお会いしたことはないですけど、特任シニアプロフェッサーは、基本的にはご退職の年齢に達しているけれども、情熱やご要望で、年間で契約し、お願いしてお残りいただいていたかような先生ですね。教育学部ではないと思います。

横田教育長

また次回必ず確認をしておいてください。お願いします。

ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第28号「高知市立市民図書館協議会委員の任命について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第28号は原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第29号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育環境支援課長

議案の7ページ、それから資料の1ページをお願いします。「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」でございます。

改正の趣旨といたしましては、議案書7ページに載っております、国家公務員の扶養手当の支給額の改定及び公務災害補償における介護補償の額の引上げが、平成29年4月1日に行われたことに伴いまして、規則の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきまして議案書の8ページと資料の1ページの新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の下線部が改正をされたところでございます。主な改正点につきましては3点でございますが、まず1点目、新旧対照表の1ページでございますけれども、休業補償等の額の算定基礎となります補償基礎額の「扶養親族に係る加算額」の改定ということになっており

ます。これは扶養親族の区分けでございますけれども、新旧対照表の下に、旧が(1)から(5)まで、新では(1)から(6)までになっていますが、こちらの旧の方は「子及び孫」と一つの項目だったものが、新しく「子」と「孫」に分割をされたものでございます。併せて条文の中で加算額の改正もされているものです。加算額の改定につきましては、第4条第2項中の1号の次に、という形で、額が下線部のところが変わっておりますので、433円につきまして217円に、それから第2号につき該当する扶養親族で1人につき334円という形に改定をされております。それぞれの加算額の補償内容の基礎額が変わっているものでございます。

それから、2つ目でございますが、新旧対照表の2ページ、議案書はそのまま8ページでございます。「介護補償額」の改正がされたものでございます。こちらにつきましては、第4条第4項第1号中、10万4,730円を10万5,130円に改め、同項中第2号の5万6,790円を5万7,110円に改め、第3号中5万2,370円を5万2,570円に改め、4号中の2万8,400円を2万8,560円に改めたものでございます。以上のように、介護補償額の引上げを行う改正内容となっております。

それから、3つ目が議案書の9ページ、新旧対照表の4ページをご覧いただきたいと思います。これは先ほどの内容に合わせました様式の改定でございます。このページ以降、休業補償の請求書を始めとする5種類の請求書様式に関して変更はされてるものでございますが、それぞれ表面に関しての変更はございません。9ページに、休業補償請求書の表面の変更はなくて、めくっていただきまして、10ページの最後の端、8の項目の(1)から(6)までの項目につきまして規則の第2項の改正に伴います扶養親族に係る「子」と「孫」の分割がされたものを、そのまま2と3のところ「子」と「孫」に項目が分割された様式となっているものでございます。以降もそれぞれの請求書に関しましても表面は同じで、11ページに関して12ページの最後の項目の言葉も変更になったものという形で、全ての様式に関してこの項目に関して「子」と「孫」が分割された様式になっているというものでございます。この規則につきましては、公布の日から施行することとしております。説明は以上でございます。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

それでは、特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第29号は原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第30号「平成29年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

教育政策課長

別に配付しております「平成29年度教育委員会事務の点検・評価について」の資料をご覧ください。資料ですが、1枚物で右上に教育政策課と書かれてあります。

まず、この制度の経過からご説明させていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、平成20年度から教育委員会は、所管する事務の管理、執行状況につきまして点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成の上、議会に提出をし、公表することが義務

付けられております。本市では、点検・評価の取組は本年度で10年目となり、過去5年間の対象事業につきましては、資料の1の(2)の平成24年度の取組から(6)の平成28年度までの取組となっております。本年度の対象といたします事業は、資料裏側の2の平成29年度の取組をご覧ください。対象事業は、重点的かつ継続性のある事業と位置付けておりまして「学力向上対策」「不登校対策の推進」「特別支援教育の充実」の3つの事業としております。

まず、「学力向上対策」につきましては、本年度は新規項目としておりますけれども、最も重要な課題の1つであることから、総括的な視点で捉えたり、あるいは個別的な視点で捉えたりと、年度ごとの違いはございましたけれども、これまで継続して点検・評価をしてきたところでございます。本年度につきましては平成24年度から進めてきました「学力対策第二ステージ」の最終年度となっておりますが、「学力対策第二ステージ」の成果が見られる一方で、中学校の目標であります全国レベルに達成するまでには至っていない課題もございます。こうした状況を踏まえまして、第二ステージの取組を継承しつつ、より強靱なものとするために、平成29年度から4年間の「学力向上アクティブプラン」に取り組んでおりますことから本年度の対象としたものです。

2つ目に「不登校対策の推進」についてでございます。「不登校対策の推進」は平成27年度からの継続で本年度が3度目の点検・評価となります。本市では、「学力対策第二ステージ」において「学力対策」と「生徒指導対策」の2つを大きな柱として様々な取組を進めてきました。その「生徒指導対策」の中で「不登校への対応」は、長年にわたって継続してきてはおりますものの、児童生徒を取り巻く環境等の変化から、ますます多様化、複雑化をしてきておりまして、依然として厳しい状況にあるということから、引き続き点検・評価の対象としたものです。

3つ目に「特別支援教育の充実」についてでございます。平成28年4月「障害者差別解消法」が施行され、学校教育において合理的配慮を推進することの重要性が法的にも裏付けされました。この特別な支援を要する児童生徒への合理的な配慮は、学校教育には欠かせない視点となっております。特別な支援を要する児童生徒の増加に対して、その教育的ニーズに応じた教育環境を整えるとともに教員の指導力向上に向けて特別支援教育の充実を図ることとしておりますことから、新規に対象としたものでございます。説明は以上になります。

横田教育長

この件に関して、質疑等ございましたらお願いいたします。特にございませんか。スケジュールの説明はありませんでしたけれども、これは昨年同様の日程で進めていくということですのでよろしいですか。

教育政策課長

はい。

横田教育長

それでは特にご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第30号「平成29年度教育委員会事務の点検・評価について」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項です。「高知市中学校給食センター（仮称）から県立高知国際中学校への給食提供について」事務局からの説明をお願いします。

教育環境支援課長

議案書は21ページになります。併せて資料の最終ページをお願いいたします。21ページの趣旨でございます。高知市中学校給食センター（仮称）でございますけれども、県立高知国際中学校への

給食提供につきまして、本市では給食未実施の13中学校への給食提供に向けまして、現在2つの中学校給食センターの建設を進めているところでございます。県でも平成30年度に開校を予定しております県立高知国際中学校での給食実施を検討しておりますことから、建設中の給食センターから同中学校への給食の提供について県市で協議を進めていくものでございます。

もう1枚の資料の13ページの説明でございますけれども、今年度に入りまして県の高等学校課から、平成30年4月開校予定の県立高知国際中学校につきまして、給食導入の検討をしているということで、市が整備をする学校給食センターからの給食の提供について協議をしていただきたいという旨の申入れがございました。高知市教育委員会としましては、これから整備いたします給食センターにつきましては、2箇所ございまして1センター当たり約3,000食の調理が可能で、能力的には余裕があるということ。それから、生徒数の状況等でございますけれども、国際中学校は現在、高知西高校に位置しておりまして、市内の小学校から進学する子供の割合が大変多くなるということが予想されるものであること。それから、その子供たちの給食センターの調理の規模の推計には一応関与されている等を踏まえまして、国際中学校への給食提供につきましては、子供たちの望ましい食習慣の形成でございますとか、食育の推進などの教育的効果も期待できるものですから、市立中学校に影響を及ぼさない範囲内で協議を進めていきたいと考えてます。

それで、これからの県市で協議をしていく内容といたしましては、この資料の右側、協議内容①から⑤ですけれども、①ですが、衛生的に給食を受け入れるための国際中学校の設備の施設の整備の関係で、そういう形の協議がそれぞれ必要になっていくと思えます。それから、②から⑤までありますように、その他、センターの運営に関する協議としまして、それぞれの配送車、食器、食缶のこと、栄養教諭の有無、アレルギーの問題、その他センターとの連携の連絡体制のこと、③の納入業者、調理業務委託業者等の問題、それから④の給食の実施や食に関する指導に関する協議、それから⑤の費用負担に関する協議、これは実際どういう形で県市で費用を負担していくかという協議がございまして。

このような多岐にわたる協議内容をこれから具体的に進めていき、全ての協議が終わった段階で、給食の提供時期を検討していくこととなります。県からの申出の段階では、平成31年の4月から国際中学校での給食実施に向けて協議を進めていただきたいという形になっています。

なお、右下にございます国際中学校の生徒数の推移につきましては表のとおりでして、平成30年から随時、1年生、各学年60人ずつの募集をかけていき、平成31年の4月に120名。最終的には240名の生徒の給食分を供給していく予定です。説明は以上です。

横田教育長

この件につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

森田委員

もしあればですけど、他の公立の中学校とは違う、この国際中学校ならではの提供に関する何か問題は特にありますか。

教育環境支援課長

特にはありません。具体的に学校の施設の関係とか、今、県の方も設計を検討をしております、そういった内容も協議しながらということになりますけれども、基本的には高知市の中学校での施設の改修と同じような内容を県にもお伝えをして、そういった内容で設備を付けていこうと考えております。

森田委員

わかりました。ありがとうございます。

横田教育長

ちなみに、2つの給食センターの入札ですけれども、5月に順調に終えまして、2つの施設とも4つの工事に分かれています、いずれも業者が決定しております。それから、2つのセンターは

基本的に同一設計でございますのでほぼ同じような造りになります。そうした関係から備品につきましても、それぞれ同じ備品を配置するようにしておりますが、8つの種類に分けて入札いたしましたけれども、いずれも落札をされましたので、昨日閉会いたしました市議会定例会において全ての議案、議決をいただきましたので順調に進められるというような状況になっておりますので申し添えておきたいと思っております。計画では、来年の6月には建物等の工事を終えまして、来年の二学期のできるだけ早い時期に給食を開始するというように準備を進めてまいりたいと考えております。

特にご意見等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

それでは続きまして、次に、「新図書館等複合施設オーテピアについて」事務局からの説明をお願いします。

市民図書館長

その前に、市民図書館の協議会の西森委員さんのご質問に答えさせていただいてよろしいでしょうか。加藤先生は、以前は高知大学の人文学部の教授で附属図書館長を歴任された方でございます。平成28年に特任シニアプロフェッサーに就任されております。県市合築の新図書館の基本構想の検討委員会の委員にもなっていた方でございますが、県市一緒になって協議会をする前は高知県立図書館の議長をお務めいただいた方でございます。以上でございます。

西森委員

ありがとうございました。

横田教育長

それでは、報告をお願いします。

市民図書館長

それでは、お手元の資料の新図書館等複合施設（オーテピア）開館までのスケジュール（案）という資料に基づいて説明をさせていただきます。お手元の資料1ページ目でございます。オーテピア開館までのスケジュールです。新図書館等複合施設建築工事が順調に推移してまして、本年12月に竣工する予定となっております。その後、蔵書移転、事務所移転、科学館展示物設置などを実施した後、平成30年夏に開館予定でございます。仮設図書館につきましては、オーテピア高知図書館の開館の約1か月前まで開館したいと考えております。一番下に記載しております子ども科学図書館につきましては、高知みらい科学館開館準備のため、平成30年2月に閉館する予定となっております。なお、閉館時には閉館セレモニー、記念誌の発行を予定しております。

それでは、2ページ目をご覧ください。少し小さい字になっておりますがご了承をお願いします。オーテピア高知図書館の組織運営について説明をいたします。まず、右半分の上ですけれども、平成23年7月に策定をいたしました、新図書館等複合施設整備基本計画の新図書館の組織運営の箇所の抜粋を記載しております。(1)の組織についてですが、新図書館は県立図書館、市民図書館の2つの組織を置き、役割分担を明確にした上で、両館が連携して業務を遂行することになっております。また、新図書館は二人館長制となるため、役割分担と意思決定の仕組みを事前に調整するということになっております。このことを踏まえ、左に記載しております下囲みのところで、現行が上で、下が新体制（案）でございますが、新体制（案）をご覧ください。そこの点線の囲み部分が県市共同実施の組織でございます。

続きまして、3ページ目をご覧ください。先ほど説明しましたが、オーテピア高知図書館は、県市2つの組織で共同運営しますので、円滑に運営するためには役割分担と責任を明確にしなければなりません。そのため、①連携協約、②事務の委託を県市間で行います。

①の連携協約とは、県立図書館と市民図書館に共通する業務を効率的かつ安定的に実施していくため、基本方針及び役割分担を定めるものでございます。基本方針は、図書館の管理運営に関する必要な事項について、県市間で方向性及び内容を合わせるものです。そのため、右に記載しております③条例・規則等について、方向性及び内容を合わせます。

①の連携協約の中ほどに記載しております役割分担の概略について説明させていただきます。基本的事項として、共通業務の実施に当たっては、県市両方の職員を配置し、連携・協力して実施します。そして、役割分担を明確にし、指示・命令等について明らかにします。県が主体となって実施する業務は、事業企画・広報業務、調整・管理・運營業務などです。市民図書館が主体となって実施する業務は、事業企画・広報への参画及び実施、図書の貸出しやレファレンスサービス、課題解決支援サービスなどを含む窓口での直接サービス業務でございます。

②の事務の委託は、市が一元的に管理することで、業務の効率化や合理化が図れる業務を県から市に委託するものでございます。施設の管理業務や施設利用許可業務、本の返却などの軽易な図書館業務につきまして県から市に委託をし、市民図書館が事業実施をいたします。

続きまして、4ページ目をご覧ください。新図書館等複合施設「オーテピア」のランニングコスト県市費用負担割合（案）でございます。一番下の表の「参考」に記載しておりますが、新図書館等複合施設のイニシャルコスト、工事費などのイニシャルコストにつきましては、協定は締結済みで、新図書館は県市10対7、システム整備が県市1対1、高知みらい科学館、点字図書館は、高知市の実質負担額の1対1となっております。ランニングコストにつきましては、このイニシャルコストの割合に準じまして、新図書館の維持管理費は県市10対7、運営費は1対1、高知みらい科学館の事業費等は1対1、声と点字図書館につきましては1対1となっております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。高知みらい科学館は、高知市立の科学館となりますが、高知県に唯一の科学館となりますので、県下全域サービスを展開をしていきます。また、理科学習として、高知市内の市立小学校4年生と中学校1年生につきましては、全校、高知みらい科学館で理科学習を実施します。そのほか、ミニ科学教室やサイエンスショー、サイエンスカフェなど様々な事業を実施してまいります。

続きまして、7ページ目をお開きください。7ページ目はプラネタリウムについての説明です。開館当初は高知にまつわる星の話題や、プラネタリウムを紹介する番組を放映いたします。右上の放映スケジュールをご覧ください。平日は理科学習を中心に、土日祝日はオリジナル番組を中心に放映を予定しております。オーテピア開館は平成30年夏頃の予定であり、開館に向け、県市連携の下、精力的に取り組んでまいります。私からの説明は以上でございます。

横田教育長

この件につきまして、ご意見等ございましたらお願いいたします。

西森委員

本当に大変な作業をされていて、ただひたすら敬服するばかりですけど、参考までに教えてください。高知城歴史博物館ができたとき、開館まで1年ぐらいあって、それで資料の運搬整理、ある程度館内状況を安定させるためとかいろいろな話をお聞きしましたが、以前、図書館でも結構高価なものを保管してたという記憶があるんですけど、そういったものも今回の引越作業の中に含まれているのかが1点です。

それから、確か図書館の県市合同は全国初ではないかと思うのですが、本当に一からスキームを作るのは大変だろうと思うのですが、例えば他に県市合同の別の事業で参考にされてるものがあるのかということも参考までにお聞きしたいです。

それから司書の雇用主は県市でどういう感じというか、どこに身分は帰属してるのか、予定なのか、もしわかれば教えていただきたいです。

本当にわくわくするというか、あと科学館そのものは無料で、プラネタリウムは有料だと思うんですけど、値段の事です。要するに、市民とか他市町村によって、入館者の値段が違う施設がたまにあると思うんですけど、そういったことが発生する可能性があるのか。差し当たってそのことお聞きしたいのですが。

市民図書館長

1点目ですが高知市民図書館は特設文庫というのがありまして、本当に貴重な絵画や古文書をたくさん持っております。それで、やはり建物が建った後は化学物質が残留するおそれがありますので、それで高知城歴史博物館は約1年ぐらい置いた後、搬入をしたというところがございます。それで今度のオーテピアにおきましては、ひと夏を超す形で一番資料の搬出に良い時間、良い時期というのが、外気温と室温があまり変わらない時期が一番適切と言われてますので、平成30年の10月下旬若しくは11月に搬入をしようとしてまして、開館のときはそういった高価な、貴重な資料については今保存してます倉庫に置いてという計画でございます。

それで、先ほどおっしゃられた県市一緒にやることですけれども、事例的にはゼロではなくて、図書館としては全国初ということになります。それで、ちなみに申し上げますと、長崎県大村市で同じようなことをやる予定になっておりますけれども、高知県が先なのでそういう意味でいったら初めてということになります。それで、事例参考にしたのは長崎の歴史博物館だったと思いますけれども、それについて言いますと市と県と一緒にやっている事例がありましたので、それは参考にさせてもらっております。図書館としては初めてなので、苦勞している実態は確かにあります。

あと、身分の話をおっしゃられたと思いますけれども、身分につきましてはやはり県立図書館、市民図書館が共同運営する中で、お互いを補完しながらやらないといけないことも多々あると思いますので、県と協議していますけれども、今の協議内容で言いますと、全職員身分は両方持つみたいな形の「併任」ということでやっていこうと今協議を進めているところです。まだ最終確定ではございませんけれども、やはり市民図書館の職員が県立図書館の仕事もするケースも出てくるだろうと思ってるので、いろいろなことを考えるとやっぱり身分は両方持っていた方が良いのかなと思います。

あとは科学館ですけども、おっしゃられたように入場料は無料、プラネタリウムは料金をいただくという形で今検討を進めておりまして、今度9月議会でその料金について議案提出をしようとしています。その際、参考にさせていただくことで言いますと、大体中・四国の科学館、全国も含めて調査してますけれども、それがいくらが一番良いかを含めて、ちょうど高松市に科学館が去年できたばかりなんですけど、いろいろ参考にしながら今、料金を協議しているところでございます。

横田教育長

補足で、もう少し説明が必要ですけど、高知県と市では合同というか共同している事業の中に、医療センターとか男女共同参画の施設があったりしますが、そうしたところで何か参考になっているような事例はあったのか、なかったのか。

市民図書館長

医療センターと男女共同参画課所管のソーレで、建物が県市で共同運営をしている事例がありますがすけれども、それも参考に、その事務の委託とか連携協約とかではないんですけども、協定書を結びながらやった事例は参考にさせていただいて、こういった枠組みを作ったということでございます。

横田教育長

参考にしながら決めていっている部分もあるということですか。

市民図書館長

はい。

横田教育長

現在、県市にどれだけ司書がいて、今後どうするとか計画はありますか。

市民図書館長

市民図書館の司書は確か15名だったと思います。それで、市民図書館の計画は採用試験を秋に予定しておりますので、2名増やして17名になる予定でございます。

横田教育長

市の司書は今15名。あと2人増やして17名までは司書を増やして、それで開館を迎えるという予定ですか。

市民図書館長

予定です。県はもう少し多いんですけど、今ちょっと手元に資料がないので。もう少し司書の人数は多かったと記憶しています。

横田教育長

それから科学館ですけど、市内外で料金を分けるということはあるのか、ないのか。

市民図書館長

市内外で料金を分けるつもりはしてないです。高知市民であったとしても、高知県外であったとしても料金は一緒でございます。

西森委員

2ページ目の新体制（案）の中で、アドバイザーがちょっと見慣れないと思いました。あと、県立図書館の方は当然県の職員で、市民図書館は市の職員で、併任するとおっしゃいましたね。両方の身分を持って、館長というのは大体どこの対応なんでしょうか。部長待遇みたいな感じなのかとか、アドバイザーはどの辺のポジションの方が想定されるのかとかいうことを教えてください。

横田教育長

まずは、アドバイザーから。

市民図書館長

アドバイザーからご説明いたします。アドバイザーは新図書館の基本構想の検討委員会の委員にもなっていた方で、先進的な図書館である鳥取県立図書館の館長であった齋藤館長、元ですけど鳥取県の職員であった方です。今でもご助言をいただきながら進めております。

それと、もう一人は現在、立命館大学の教授で、浦安市立図書館という有名な図書館で館長をやられた方で現在もご助言をいただきながらやっております。アドバイザーはこの2名に引き続きお願いをしたいということで進めております。それと館長の位置付けですけれども、県立図書館は本課があってその出先機関みたいな位置付けが県立図書館の位置付けでございます。市民図書館は階層でいいますと組織的な課レベルの組織となります。以上でございます。

西森委員

アドバイザーの方は、いわゆる非常勤、例えば特別職とかいろいろあると思うんですけど、そういう形で雇用するということなんでしょうかね。

市民図書館長

アドバイザーは非常勤と言えば非常勤なんですけど、1回来ていただいてお支払いするという形になります。

横田教育長

アドバイザーとして委嘱をする。

市民図書館長

はい。委嘱です。

横田教育長

報酬ではなく、報償費を1回いくらかで支払うという形ですか。

市民図書館長

報償費です。

横田教育長

分かりました。

森田委員

続きですが、私がイメージしてたのはその日々の業務でどっちがどっちの仕事だったとか、日々の業務で起こることに関してご助言をいただくと思っていたんですけど、県外の方なので、この機関の運営に関するご助言とか、次はどういう方針をしようとか、そういうことを年に何度か定期的にお越しいただいてご助言を下さるような役割ですかね。

市民図書館長

図書館運営もあるんですけども、どちらかというとなら図書館サービスについてどういう展開を今後していくかであるとか、今の図書館サービスはどうであるかを評価してもらいながらご助言をいただく形を想定しています。今もそうですが。

横田教育長

今は年に何回ぐらい来ていただいていますか。

市民図書館長

今は、このアドバイザーではなくて、今、高知県で図書館振興基本計画を策定しておりまして、そちらも策定に当たってご助言をもらっていますので、2、3か月に1回の頻度で来ていただいています。

横田教育長

仮にアドバイザーとしてお願いしたときも頻度としては同じような想定ですか。

市民図書館長

その頻度も含めて、県と詳細設計をしておりますけれども、少なくとも年2、3回ぐらいの想定ではやっていきたいと思っています。

横田教育長

今後、県と協議して決めるということですか。

市民図書館長

はい。

横田教育長

ほかにはよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は 　　　　　　い】—————

横田教育長

それでは続きまして、第460回市議会定例会に提案した予算及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

お配りをしております平成29年6月市議会定例会提出議案一覧及び平成29年6月市議会定例会教育委員会資料集、こちらを基に説明をさせていただきます。教育長の専決を受けまして、この会議に提案しました議案は予算議案1件と予算外議案17件でございます。

まず初めに、予算議案の1の(1)学校業務改善実践研究事業費につきましてご説明いたします。国の学校現場における業務改善加速事業を県が受けまして本市に再委託するものでございます。本事業は、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、生徒一人一人にきめ細やかな指導を行うため、教

員の適正な労務管理とともに業務改善を図ろうとするもので、補正額は556万8,000円でございます。市立中学校3校、具体的には潮江中、大津中、三里中をモデル校として指定をいたしまして、各学校において、共通して3つのことに取り組むこととしております。1つ目は、教員の勤務時間の管理と現状把握、2つ目は、他のスタッフ等との連携及び分担による業務効率化、3つ目は、教職員への意識改革に関わる研修の実施です。それ以外にも、学校ごとにテーマを決めて研究・実践に取り組むこととしております。潮江中学校では、学校事務の機能強化、大津中学校では、学校徴収金を始めとする事務負担軽減、また、三里中学校では、部活動における教員の負担軽減などの項目となります。

続きまして、2の「(1)市第63号 高知市東部総合運動場管理条例の一部を改正する条例議案」についてでございます。別にお配りしております資料集の1ページに条例議案、2ページから7ページにかけて新旧対照表を載せておりますので併せてご参照ください。内容につきましては、現在、高知市東部総合運動場の整備を進めております多目的ドームの使用料を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。当多目的ドームの使用料の決定に当たりましては、従来どおり建設工事費や土地の評価額等から算定しました金額と、近隣類似施設の使用料とを比較して決定をいたしまして、1時間当たり6,140円を使用料とするものでございます。また、当多目的ドームの照明設備を使った場合の使用料につきましては、電灯設備に係る工事費と消費電力見込量を基に算出したしまして、全面を一般使用する場合は1時間当たり1,720円を使用料とするものでございます。

続きまして、「(2)市第71号 (仮称)長浜給食センター新築工事請負契約締結議案」についてでございます。資料集の8ページには、入札経過表を載せております。(仮称)長浜給食センター新築工事につきましては、本年5月10日と11日に一般競争入札を実施いたしました。入札は、建築主体工事、電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事の4種の工種に分けて行いました。建築主体工事は、株式会社新進・小松特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、当共同企業体と6億8,286万2,400円で請負契約を締結しようとするものでございます。工事は、長浜の競馬場近くに鉄骨造2階建て、延床面積約2,991.08㎡の給食センターを建設するものでございます。施設の概要といたしましては、1階部分には最大3,000食の調理ができる調理エリア、また、2階部分には見学スペースや研修室など食育エリアを整備することとしております。工期は来年6月の完成を目指し進めてまいりたいと考えております。

続きまして、提出議案一覧の2ページをお開きください。「(3)市第72号 (仮称)長浜給食センター新築電気設備工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集の8ページにございます。入札の結果、深瀬・山下特定建設工事共同企業体と2億639万2,320円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、「(4)市第73号 (仮称)長浜給食センター新築空調設備工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集の10ページにございます。入札の結果、大一設備株式会社と1億6,408万2,240円で請負契約を締結しようとするものでございます。

提出議案一覧の3ページをご覧ください。次に、「(5)市第74号 (仮称)長浜給食センター新築衛生設備工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集の11ページにございます。入札の結果、株式会社イリックスと1億8,311万760円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、「(6)第75号 (仮称)針木給食センター新築工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集の12ページにございます。当給食センターにつきましても本年5月10日と11日に一般競争入札を実施いたしました。入札は、長浜と同様に4つの工種に分けて行っております。建築主体工事につきましては、岸之上・旭ブロック特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、同共同企業体と6億6,287万1,600円で請負契約を締結しようとするものでございます。工事は、針木の浄水場近くに鉄骨造2階建ての延床面積約2,642.69㎡の給食センターを建設するもの

でございます。施設の概要や建築スケジュール等につきましては、長浜に建設する給食センターと同様でございます。

続きまして、提出議案一覧の4ページをお開きください。次に「(7)市第76号 (仮称) 針木給食センター新築電気設備工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集の13ページでございます。入札の結果、黒潮・ダルマ特定建設工事共同企業体と2億192万2,200円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、「(8)市第77号 (仮称) 針木給食センター新築空調設備工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集の14ページでございます。入札の結果、株式会社高知クリエイトと1億7,148万4,560円で請負契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、提出議案一覧の5ページをご覧ください。次に、「(9)市第78号 (仮称) 針木給食センター新築衛生設備工事請負契約締結議案」についてでございます。入札経過表は資料集15ページでございます。入札の結果、株式会社中島工務店と1億7,296万920円で請負契約を締結しようとするものでございます。

次に、「(10)市第79号 中学校給食センター指定機器類購入契約締結議案」から最後の6ページの「(17)市第86号 中学校給食センター食器消毒保管庫等購入契約締結議案」までを一括してご説明いたします。資料集の16ページから23ページにかけて入札経過表を載せておりますので、併せてご覧になっていただきたいと思います。これらの議案につきましては、先ほどご説明いたしました長浜と針木のセンターに設置する厨房機器の購入契約締結議案でございます。この2つのセンターにつきましては、基本的に同一設計の建物ということで厨房機器につきましても同じ機器を設置しております。一連の契約締結議案は2つのセンター分を合わせたものとなっております。本年の5月12日と15日に指名競争入札を実施いたしまして、落札業者と購入契約を締結しようとするものでございます。今回につきましては、いずれの案件につきましても契約の相手方が四国厨房器製造株式会社高知営業所となっております。

それでは、順に説明をいたします。提出議案一覧の5ページ中ほどをご覧ください。次に、「(10)市第79号 中学校給食センター指定機器類購入契約締結議案」についてでございます。本議案は、連続炊飯器、コンビオープン等を購入するものでして、契約金額は3億5,640万円でございます。

次に、「(11)市第80号 中学校給食センター連続フライヤー冷却沈殿濾過システム等購入契約締結議案」についてでございます。こちらにつきましては、連続フライヤーとそれに接続する新油/廃油タンクを購入するもので契約金額につきましては、3,650万4,000円でございます。

次に、「(12)市第81号 中学校給食センターステンレス製回転釜購入契約締結議案」についてでございます。こちらにつきましては、蒸気式とガス式の回転釜合計2センター分で22台を購入するもので契約金額は3,888万円でございます。

提出議案一覧の6ページをお開きください。次に、「(13)市第82号 中学校給食センター作業・運搬台類購入契約締結議案」についてでございます。本議案は、作業台やカウンター等の機器類を購入するものでして、契約金額は3,866万4,000円でございます。

次に、「(14)市第83号 中学校給食センター調理機器類購入契約締結議案」についてでございます。本議案は、スライサーや皮剥ぎ機等、一般的な調理機器類15種類を購入するもので、契約金額は2,916万円でございます。

次に、「(15)市第84号 中学校給食センター真空冷却機等購入契約締結議案」についてでございます。本議案は、真空冷却機等一式等を購入するもので、契約金額は4,752万円でございます。

次に、「(16)市第85号 中学校給食センター厨芥処理機器等購入契約締結議案」についてでございます。本議案は、調理の下処理で発生いたします調理くずや洗浄室での残食等を一体で処理する厨芥処理機器でございます。契約金額は2,160万円でございます。

最後に、「(17)市第86号 中学校給食センター食器消毒保管庫等購入契約締結議案」についてでございます。本議案は、包丁まな板保管庫や衣類・シューズ保管庫等15種類を購入するもので、契約金額は2,678万4,000円でございます。

今回提出いたしました議案につきましては、本議会におきまして承認をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

横田教育長

この件につきまして、何かご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

それでは続きまして、平成29年6月市議会個人質問概要について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

A4 ホッチキス留め資料の平成29年6月議会個人質問概要と書いた資料をご覧ください。6月15日から6月28日までの期間で行われました、6月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる個人質問の概要について、簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員17人中10人の議員から全部で49問の質問がありました。多岐にわたって質問がございましたが、主な内容について抜粋してご報告を申し上げます。

多かったご質問としましては、「特別支援教育の在り方」について6問、「就学援助」について5問、「障害者差別解消法への対応について」と、「スポーツ振興事業団の指定管理者公募」に関してそれぞれ4問のご質問がございました。そのほかにも、「教員多忙化」や「中学生の職場体験」、「子ども議会」に関するご質問などもございました。詳細につきましては、後ほど資料をご覧くださいいただければと思います。報告は以上です。

横田教育長

この件につきまして何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は ー い】—————

横田教育長

それでは、以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時40分

署 名

教 育 長

4 番 委 員